

目黒区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

(令和5年2月1日付け目健障施第2473号決定)

第1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、目黒区においては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者が就労する施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、この方針を定める。

第2 令和5年度の調達方針

1 調達する物品等

区が調達する物品及び役務（以下「物品等」という。）のうち、食品、日用品、印刷製品、清掃業務、軽作業等で障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

2 対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象とする障害者就労施設等は、次に掲げる施設のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者優先調達推進法第2条第2項に掲げる次の施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(2) 障害者優先調達推進法第2条第3項に掲げる在宅就業障害者

(3) 障害者優先調達推進法第2条第4項に掲げる在宅就業支援団体

(4) 区内障害者就労施設等への物品の共同受注窓口

ア 目黒区福祉の店運営要綱（平成23年4月28日目健障第1012号）に定める福祉の店「Sun Marché さん まるしえ」

イ 目黒区心身障害者センター福祉の店運営要綱（令和3年4月1日目健障施第140号）に定める福祉の店「COHANA コハナ」

3 物品等の調達目標

区は、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、優先的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報収集を行い、各部局がその情報を共有できるよう努める。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点について配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、発注方法、履行期間等を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品の調達等に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定による随意契約が可能な場合のほか、同項第3号の規定による随意契約を活用するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

第3 調達実績の公表

区は、調達の実績について、年度終了後にその概要を取りまとめ、区ホームページ等で公表するものとする。

以 上